

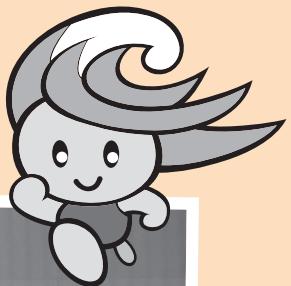
第2期

# 白子町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち

～人と人を繋ぐ、子育て応援体制の推進～



白子町

## 1 計画の趣旨

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく法定計画であり、白子町が取り組む子ども・子育て支援の基本理念や各施策の方向性を定めるものです。

白子町では、平成27年度～平成31年度までを計画期間とする「白子町子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)を平成27年3月に策定し、子育て支援の充実に努めてきました。

第2期計画は、令和2年度～令和6年度までを計画期間とし、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指していきます。

## 2 計画の策定方法

計画策定に当たり、子育て施設や子育て支援事業について、ニーズ量の見込みを把握し、計画づくりの基礎資料とするため、町内在住の小学校3年生以下の子どもがいる全世帯を対象に2019年2月に実施しました。

また、「白子町子ども・子育て会議」において、計4回の審議を行い、内容の検討を行いました。

## 3 白子町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

本町の小学生以下人口は年々減少しており、平成31年4月1日の小学生以下の子どもの人口は780人(就学前児童347人、小学生433人)となっています。

推計人口からは、令和2年に768人(就学前児童333人、小学生435人)だったものが、令和6年には735人(就学前児童311人、小学生424人)に減少することが見込まれます。

区分	年齢	実績					推計				
		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
就学前児童	0歳	59	52	47	48	49	44	44	50	48	46
	1歳	62	66	57	50	56	54	49	49	55	53
	2歳	70	60	67	59	47	55	61	48	48	54
	3歳	67	72	67	69	59	48	62	62	48	48
	4歳	81	67	70	65	72	59	54	62	62	48
	5歳	57	78	68	72	64	73	66	54	63	62
	小計	396	395	376	363	347	333	336	325	324	311
小学生	1年生	85	60	78	70	71	64	80	66	55	64
	2年生	67	83	58	77	70	71	71	79	66	55
	3年生	81	66	84	60	78	72	80	73	81	68
	4年生	81	81	66	84	61	78	80	81	73	81
	5年生	86	77	80	65	86	62	87	80	81	73
	6年生	60	87	75	81	67	88	68	89	82	83
	小計	460	454	441	437	433	435	466	468	438	424
合計		856	849	817	800	780	768	802	793	762	735

※ 推計値は、コーホート変化率法により、平成29～31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出。



## 4 アンケート結果からみた課題と今後の方向性

### <共働き家庭の増加と保育ニーズ>

○就学前児童保護者・小学生保護者ともに7割強の家庭が共働き家庭という結果が出ています。また、現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した潜在的就労ニーズを踏まえると、就学前児童保護者の8割、小学生保護者の8割弱が共働き家庭となります。

◆本町の過去5年間の入所率の推移は、保育所・学童保育ともに右肩上がりではなく年度によって差がある状況で、今後も増加を続けるとは言い難い状況です。アンケート結果による潜在的ニーズを踏まえた需給量の見込みは、定員を下回ることから、現状の体制を維持しますが、保育所については、3歳未満児の入所に備え、保育士の確保に努めています。

### <乳幼児の遊び場の充実>

○「子育てをしやすいまちづくりのために今後重要だと思うこと」について聞いたところ、「乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備」が最も多く、平成25年度に実施した前回調査と同様の傾向となりました。乳幼児の遊び場については、本町では、子育て支援の一環として、白潟保育所に「ひまわりルーム」を開設し、親子の相互交流の場を提供しています。

◆アンケート調査結果からは、利用者の「イベントなどの開催」を求める声が多く、保護者のニーズを配慮しながら、支援の充実に努めています。また、白子町社会福祉協議会による子育てサロン「ママニアン」で、就学前の親子の交流の場、親の学びの場、子育て相談の場として様々な講座やイベントの開催を行っています。これら2つを乳幼児の遊び場として提供するとともに、子育ての当事者である親同士で情報交換・相談ができるようなネットワークづくりに向けた支援に努めます。

### <経済的支援の充実>

○「子育てをしやすいまちづくりのために今後重要だと思うこと」について、「乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備」の次に高かった項目は、「子育てへの経済的支援の充実」となります。平成25年度に実施した前回調査と比較すると、12.0ポイント増となっており、子育てへの経済的支援の充実に対する関心が高まっていることが推察されます。

◆令和元年10月より、全国一律で幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、これまで本町においては、5歳児は平成19年から、4歳児は平成21年から、保育料を無償化し、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めてきました。また、安心して子育てできるように、子ども医療費や、予防接種費用の助成を行っています。これまでの取組を継続するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴い、町独自としては、多子世帯の保育料の軽減等を継続し、経済的負担の軽減に取り組んでいきます。

## 5 計画の基本的な考え方

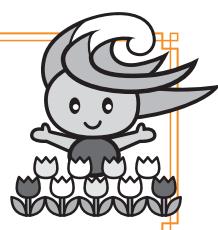
子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本町では、この仕組みを「子育て応援体制」と捉え、子育ての当事者である親や子ども自身も含めた地域住民と、子育てに関わる地域住民・行政・関係機関とが互いに連携し合えるようなネットワークづくりに向けた取組を強化していきます。

子どもたちが夢を持ち、笑顔があふれる日々を過ごせるようなまちを目指し、計画を推進していきます。

### ■基本理念

**育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち**  
～人と人を繋ぐ、子育て応援体制の推進～

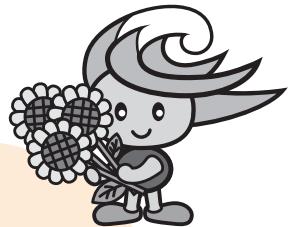


## 6 分野別施策の方向性

### ■基本理念

育てよう 夢いっぱい  
笑顔あふれる 白子の子どもたち

～人と人との繋ぐ、子育て応援体制の推進～



### ■基本目標 1

#### 地域における子育て応援体制の充実

- ①就学前の教育・保育の提供
- ②地域における子育て支援サービスの充実
- ③子育てネットワークづくりに向けた支援の充実
- ④児童の健全育成
- ⑤経済的支援の充実

### ■基本目標 2

#### 親子の健康と成長への支援

- ①子どもと親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療の充実

### ■基本目標 3

#### 子どもの心身の健やかな成長に 向けた教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③信頼される学校づくり
- ④家庭や地域の教育力の向上
- ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑥子どもの権利づくりの推進

### ■基本目標 4

#### 安心して子育てができる環境づくり

- ①良好な住宅と居住環境の確保
- ②豊かなまちづくりの推進等
- ③多様な働き方の実現及び働き方の見直し等
- ④子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進

### ■基本目標 5

#### 特別な支援が必要な家庭への きめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③ひとり親家庭の自立支援の推進

## 7 法定事業の量の見込みと確保方策

### (1) 幼児期の学校教育・保育

量の見込みからは、3歳未満児の高いニーズが見込まれます。

引き続き、公立保育所3か所で定員350人を維持するとともに、3歳未満児の入所希望の増加が見込まれるため、保育士の確保に努めていきます。

さらに、各小学校区の状況に応じて、定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレムへの対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

	量の見込み					確保方策
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
① 1号認定 (3歳以上保育の必要性なし)	6	6	6	6	6	国の基準に準じて、新制度に未移行の幼稚園等に通う子どもを対象とした実費徴収に係る助成をします。
② 2号認定 (3~5歳、幼稚園の利用希望が強い)	2	2	2	2	2	
幼稚園 (①+②)	8	8	8	8	8	
③ 2号認定 (3~5歳、保育所等利用希望者)	172	173	170	165	151	定員 260 人とします
④ 3号認定 (0歳)	5	5	5	5	5	定員 6 人とします
⑤ 3号認定 (1, 2歳)	76	76	67	71	74	定員 84 人とします
認可保育所 (③+④+⑤)	253	254	242	241	230	保育所 3 か所、定員 350 人とします。

※ 上記は4月1日時点を想定。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

本町では、延長保育事業を全ての保育所で、一時預かり事業及び病児保育事業を1か所、放課後児童健全育成事業(学童保育)を3か所で実施しています。

さらに、令和元年10月からは実費徴収に伴う補足給付事業を開始し、令和2年度からは利用者支援事業(母子保健型)を新たに実施していく予定です。

児童数は今後も減少が見込まれることから、引き続き、既存の施設や事業で、一人一人の子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟な支援に努めていきます。

事業名	事業内容	確保策
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。	令和2年度に健康づくりセンターに子育て世代包括支援センターを設置し、町内1か所(母子保健型)で実施します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。	5年間で、実施の検討をします。



事業名	事業内容	確保策
妊婦健康診査	妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全な出産を迎えるため、妊娠中必要とされる回数 14 回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配布します。平成 30 年度からは、経済的な負担を軽減するため、妊婦健康診査費用の一部を 1 回 2,000 円を上限とし、14 回分の上乗せ助成をしています。	引き続き、14 回の助成を実施するとともに、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票について説明をし、定期的に健診を受診するように促します。
乳児家庭全戸訪問事業	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠や新生児期の不安の高い時期に、保健師等による家庭訪問を行います。	引き続き、全ての出生児に対して訪問指導を実施します。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育儿・家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育儿・家事援助等を行う事業です。	引き続き、養育支援が特に必要な家庭に対して訪問指導を実施します。
子育て短期支援事業 ※短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。	ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として 7 日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。	「国の手引き」に準じた算出では、わずかなニーズは見込まれますが、本町単独での実施は難しいため、近隣の市町村と連携した提供体制の整備を検討します。
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人の相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。	「国の手引き」に準じた算出からは、わずかなニーズは見込まれますが、会員の確保が難しいと考えられます。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園在園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保育を行う事業です。	事業の対象となる幼稚園は町内にありませんが、町外の幼稚園等に通う子どもがわざかに見込まれます。対象となる子どもがいる場合、円滑な利用となるようきめ細かな対応に努めます。
一時預かり事業（幼稚園型以外）	乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。令和元年度は南白亜保育所で実施しています。	引き続き、町内 1 か所で実施します。また、保育所入所に切り替わる単年度の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図ります。
延長保育事業	通常の利用日及び利用時間を超えた保育を行う事業です。町内の保育所 3 か所で、7 時 30 分から 8 時、16 時から 19 時までの保育を実施しています。	引き続き、町内の保育所 3 か所において実施します。
病児保育事業	子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。病児保育所ラッコッコ（酒井医院内）で病気または病気回復期のお子さんを一時的にお預かりしています。	引き続き、町内 1 か所で実施します。さらに、事業内容の周知を図り、継続して支援します。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。各小学校区に 1 施設、3 か所で実施しています。	引き続き、町内 3 か所で実施します。また、保護者の就労状況等に関係なく利用のできる放課後子ども教室については、実施について検討するとともに、学童保育との連携による実施について協議の場を設けます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	国の基準に準じて、新制度に未移行の幼稚園等に通う子どもを対象とした実費徴収に係る助成をします。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入施設等の事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の配配を促進するための事業です。	本町において、新規事業者が参入する可能性は低いと考えられます。民間の事業者から申し出があった場合に検討します。

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
利用者支援事業	基本型・特定型	確保量【か所】	0	0	0	0	0	
	母子保健型	確保量【か所】	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業		量の見込み【延組／年】	575	579	553	568	575	
		確保量【か所】	検討					
妊婦健康診査		量の見込み【延件／年】	616	700	672	644	644	
		確保量【延件／年】	616	700	672	644	644	
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み【人／年】	44	50	48	46	46	
		確保量【人／年】	44	50	48	46	46	
養育支援訪問事業等		量の見込み【人／年】	10	10	10	10	10	
		確保量【人／年】	10	10	10	10	10	
子育て短期支援事業		量の見込み【人／年】	7	7	7	7	6	
		確保量【人／年】	検討					
一時預かり事業 (幼稚園型)	1号認定	量の見込み【延人／年】	6	6	6	6	6	
	2号認定	量の見込み【延人／年】	547	553	541	526	480	
	計	量の見込み【延人／年】	553	559	547	532	486	
		確保量	実施予定なし					
一時預かり事業 (基本型)	未就園児対象	量の見込み【延人／年】	572	577	558	556	534	
		確保量【か所】	1	1	1	1	1	
延長保育事業		量の見込み【人／年】	43	43	42	42	40	
		確保量【か所】	3	3	3	3	3	
病児保育事業		量の見込み【延人／年】	224	233	231	222	214	
		確保量【か所】	1	1	1	1	1	
ファミリー・サポー ト・センター事業	低学年	量の見込み【人／年】	6	7	7	6	6	
	高学年	量の見込み【人／年】	7	7	8	7	7	
	計	量の見込み【人／年】	13	14	15	13	13	
		確保量	検討					
放課後児童健全育成 事業（学童保育）	1年生	量の見込み【人／年】	20	24	20	17	20	
	2年生	量の見込み【人／年】	24	24	27	22	19	
	3年生	量の見込み【人／年】	18	20	18	20	17	
	4年生	量の見込み【人／年】	12	12	12	11	12	
	5年生	量の見込み【人／年】	5	7	7	7	6	
	6年生	量の見込み【人／年】	8	6	8	7	7	
	低学年 計	量の見込み【人／年】	61	68	65	59	55	
	高学年 計	量の見込み【人／年】	25	25	27	25	26	
	計	量の見込み【人／年】	86	94	92	84	81	
		確保量【人／年】	120	120	120	120	120	



## 8 計画の推進

### (1) 計画の役割分担と連携

計画の推進にあたっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

### (2) 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。そのため、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について、定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

また、計画の策定に向けては、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「白子町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行っており、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。



## 第2期白子町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
発行 白子町 住民課  
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074-2